# 理科教育振興法施行令 （昭和二十九年政令第三百十一号）

#### 第一条（審議会等で政令で定めるもの）

理科教育振興法（以下「法」という。）第九条第一項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

#### 第二条（設備の基準）

法第九条第一項の規定に基づき同項第一号に掲げる設備について政令で定める基準は、学校の種類別及び部別に応じ、別表第一から第三までに掲げる設備で理科教育（法第二条に規定する「理科教育」をいう。）のために通常必要なものとする。

##### ２

前項の基準に関する細目は、中央教育審議会の議を経て、文部科学省令で定める。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、別表第一及び第二のうち、野外観察調査用具、標本及び模型に係る部分は、適用しない。

# 附　則（昭和三一年六月三〇日政令第二二二号）

この政令は、昭和三十一年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和三二年四月二二日政令第七三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四一年六月三〇日政令第二一〇号）

この政令は、昭和四十一年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和四一年七月四日政令第二三五号）

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

改正後の理科教育振興法施行令及び高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行令の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

# 附　則（昭和四五年六月一日政令第一五六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四七年一二月一八日政令第四二九号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の理科教育振興法施行令の規定は、昭和四十七年度分の補助金から適用する。

# 附　則（昭和五五年五月一六日政令第一二七号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の理科教育振興法施行令の規定は、昭和五十五年度分の補助金から適用する。

# 附　則（昭和五九年六月二八日政令第二二九号）

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和六〇年五月一八日政令第一二六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一〇年一〇月三〇日政令第三五一号）

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三〇八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一九年三月二二日政令第五五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年一二月一六日政令第四二一号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。